

三好市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針

平成23年 5月17日
三 好 市

(目 的)

この方針は、三好市内に建築する公共建築物において、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号、以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項等を定め、三好地域産の木材及び県産材（以下、「地域産材等」という。）を中心とした木材の利用促進を図ることにより、森林整備の促進、林業・林産業の振興及び地球温暖化防止への貢献に資するものとする。

また、同市内で施行される公共土木工事においても徳島県が定めた「とくしま木材利用指針」に即して、積極的に木材の利用した方法を採用し、木材の利用促進に努めるものとする。

I 公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木材の利用を促進すべき公共建築物

本方針で木材の利用を促進すべき公共建築物は、以下のとおりとする。

(1) 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物

- ①学校
- ②社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）
- ③病院・診療所
- ④運動施設（体育館、水泳場等）
- ⑤社会教育施設（図書館、公民館等）
- ⑥市営住宅等の建築物
- ⑦市の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舎等
- ⑧その他、市の関わる建築物

(2) 国又は地方公共団体以外の者が整備する（1）に準ずる建築物

※広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる建築物

- ①学校
- ②社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）
- ③病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）
- ④社会教育施設（図書館、青年の家等）
- ⑤公共交通機関の旅客の乗降又は待合いの用に供する施設
- ⑥高速道路の休憩所（併設される商業施設を除く。）

2 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

積極的に木造化を促進する公共建築物とは、1の「木材の利用を促進すべき公共建築物」のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物とする。

この場合、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。

※ 国において、建築基準法における3階建ての木造の学校や延べ面積3,000平方メートルを超える建築物に係る規制に関し、規制緩和措置が検討されており、その結果を踏まえ、見直しを実施するものとする。

(現行の規制)

高さ(軒高)	階数		
13m (9m超)	4~	耐火建築物	
	3		①1時間準耐火の措置等
	2		①1時間準耐火の措置等 又は
	1		②30分の加熱に耐える措置
13m (9m以下)		木造が可能 (階数等、用途によって不可となる)	
延べ面積		3,000㎡以下 ← → 3,000㎡超	

(木造化の促進の対象外)

木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断される以下の施設

- ①災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設
- ②治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設
- ③危険物を貯蔵又は使用する施設
- ④伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物
- ⑤博物館内の文化財を収蔵・展示する施設

※ なお、建築基準法等において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化に努めるものとする。

II 公共建築物における木材の利用の目標

1 市が整備する公共建築物

(1) 市が整備する公共建築物の木造化の促進

市が整備する公共建築物のうち、I-2の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物については、原則として木造化を図るものとする。

なお、木材の利用に当っては、可能な限り地域産材等を使用することとし、地域産材等の利用の促進が三好市の森林の適正な整備や地域林産業の振興に貢献するとともに、地球温暖化の防止にも貢献するよう努めるものとする。

また、持続可能な森林から合法的に生産された木材の利用促進の観点から、森林認証材についても可能な限り使用に努めるものとする。

(2) 内装の木質化の促進

市は、その整備する公共建築物について、高層・低層にかかわらず、①エントランスホール、②情報公開窓口、③広報・消費者対応窓口等のほか、④市長その他の幹部職員の執務室など、直接又は報道機関等を通じて間接的に市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を

促進するものとし、可能な限り地域産材等及び森林認証材の使用に努めるものとする。

(3) 備品等の木質化の促進

市が整備する公共建築物において、使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図ることとし、可能な限り地域産材等及び森林認証材を使用した製品等の導入に努めるものとする。

(4) 木質バイオマス等の促進

市が整備する公共建築物において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

2 市内で国又は地方公共団体以外の者が整備する公共建築物

市内において、国又は地方公共団体以外の者が整備する I-1-(2) の公共建築物のうち、I-2 の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物については、積極的に木造化に努めるものとする。

また、当該公共建築物の内装材や備品等については、積極的に木質化に努めるものとする。

なお、木材の利用に当っては、可能な限り地域産材等及び森林認証材の利用促進に努めるものとする。

3 三好産木材の利用促進支援事業

三好地域木造住宅建設推進助成事業（市単独事業）

市内において、三好地域産材を一定量以上使用し、指定の設計業者・施工業者が建築した木造住宅に対して、三好地域木造住宅推進協議会を通じて補助を行い、三好地域産材の利用促進を図るものとする。（※詳しくは林業振興課まで。）

Ⅲ 市が行う公共工事における木材利用の推進

1 自然環境や景観に配慮した土木工事

土木工事においては、当市の豊かな自然環境や美しい街並みなどの景観に配慮した工種、工法を取り入れるとともに、工作物に係る直接資材のみならず、型枠・工事看板等についても地域産材等及び県産木製品を積極的に利用するものとする。

2 安全施設等への木材利用の推進

カードレールや標識・看板などの安全施設や観光施設についても景観に配慮しつつ、地域産材等及び県産木製品を積極的に利用するものとする。

Ⅳ 公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

1 公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保

公共建築物における木材の利用の促進を図るため、森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、木材の需給に関する情報の共有、公共建築物の整備における木材の利用の動向や合法性等が証明された木材の供給体制の整備等に取り組むものとする。

また、市は、県と連携し、これら木材の供給に携わる関係者の取組を促進するため、法第10条に規定する木材製造の高度化に関する計画の認定制度に協力するとともに、必要な施策の着実な推進を図るものとする。

2 公共建築物の整備の用に供する木材利用促進に関する研究・技術の開発等

市は、県や木材製造業者その他の木材の生産に携わる者と連携して、木材の利用促進に関する研究及び技術の開発・普及に積極的に取り組むものとする。

V その他公共建築物における木材の利用の促進に関する必要な事項

1 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備に当たっては、建設自体に伴うコストにとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮する必要がある。

このため、公共建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

また、備品や消耗品についても、購入コストや、木材の利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

2 公共建築物における木材の利用の促進のための体制の整備に関する事項

公共建築物における木材の利用の促進を効果的に図っていくため、三好市部局横断的な「**三好市木材利用推進会議**」を立上げ、三好市の各施設の木造化や内装材の木質化を検討するとともに、国、県及び関係各機関の円滑な連絡調整、公共建築物等における地域産材等の利用の促進に向けた措置や安定的な木材供給体制など流通面も含め検討を行う「**地域産材利用拡大検討会議（仮称）**」を設置する。